

令和8年度 臼杵市大学等奨学生募集要項

大学や専門学校などに就学を希望する
臼杵の子どもを支援します！



令和7年10月

臼 杵 市

1. はじめに

臼杵市では、教育の機会均等を図ること、将来有用な人材を育成することを目的に奨学資金を“無利子”で貸与しており、令和8年度奨学生を下記のとおり募集します。

2. 奨学金の概要

貸与金額	月額	30,000 円
	入学準備金	100,000 円
貸与期間	令和 8 年 4 月から在学する大学や専門学校などの正規の最短修業期間まで	
貸与方法	毎月、指定の金融機関口座に振込	
利子	無利子	

3. 応募資格

以下のすべての要件を満たす方

- (1) 本人又は生計維持者^{※1}(保護者)が、申請時に2年以上臼杵市に住所を有すること
- (2) 大学・短期大学・専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に現に在学する者又は入学が見込める者
- (3) 学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な者

※1. 生計維持者:父母又は父母がいない場合は代わって家計を維持している者

※2. 大学・短大については、通信教育を行う課程、医学課程、専攻科、別科、大学院を除く。

※3. 歯学部・薬学部・獣医学部は、大学生等奨学資金制度の対象となります。

4. 募集概要&応募方法

- (1) 募集人数:8名
- (2) 募集期間:令和 7 年 10 月 27 日(月)~令和 8 年 4 月 3 日(金) 16 時 00 分

※郵送の場合は、令和 8 年 4 月 3 日(金) 消印有効です。

- (3) 応募方法:次の必要書類を、持参か郵送のいずれかの方法で提出

- (4) 必要書類: ①臼杵市大学等奨学資金申請書
②申請書追加記入欄・アンケート用紙
③以下のいずれかのうち、当てはまる方の書類の提出をしてください
(ア)令和7年度に高校を卒業することが見込まれる方
・ 臼杵市大学等奨学資金推薦調書(出身高等学校長による推薦)
(イ)すでに大学等に1年以上在学している方
・ 令和7年度後期時点の大学等の成績通知書等(コピー可)

※大学等発行の成績証明書等は、単位を取得できなかった科目を含む、履修した科目全ての成績の記載があるものを提出してください。

※市担当職員による住民情報と税務情報の閲覧・取得に同意しない場合は、以下の書類が必要です。

④世帯全員分の住民票(続柄の記載があるもの／発行日から3ヵ月以内のもの)

⑤世帯の所得課税証明書

※①と②の様式は臼杵市のホームページからダウンロードできます。

(5) 提出先:〒875-8501 臼杵市大字臼杵 72-1 臼杵市役所 総務課 奨学金担当

(持参の方は、臼杵庁舎 2階 総務課 までお越しください)

5. 他の奨学金制度との併給

本制度は他の奨学金制度(日本学生支援機構等)との併給が可能です。

ただし、他の奨学金制度側に併給できない旨の規定がある場合もありますので、ご確認ください。

※本市医学生奨学資金制度・本市看護学生奨学資金制度との併給はできません。

6. 選考・決定

提出された書類により選考委員会にて学力基準・家計基準・人物基準をもとに決定し、本人に通知します(令和8年4月下旬頃予定)。

通知後2週間以内に連帯保証人と連署した保証書と誓約書兼同意書を提出していただきます。

7. 貸与期間中の奨学生の義務

奨学生は、貸与期間中、次に定める義務を果たす必要があります。

(1) 毎学年末には大学等の成績証明書等を提出すること。

※大学等発行の成績証明書等は、単位を取得できなかった科目を含む、履修した科目全ての成績の記載があるものを提出してください。

(2) 休学、転学、復学、退学および住所変更など重要な事項に異動があった場合は、速やかに異動届出書や住所変更届を提出すること。

8. 奨学金の休止・廃止

次のような場合は、奨学資金の貸与を休止または廃止することがあります。

(1) 奨学資金の貸与を必要としなくなり、または辞退した場合

(2) 休学し、若しくは退学し、又は対象の大学等以外に転学若しくは編入学したとき

(3) 学業成績または素行が著しく不良となった場合

(4) 傷病等のため学業を続ける見込みのなくなった場合

(5) 生計維持者(保護者)および本人が臼杵市の住民でなくなった場合

(6) 必要な書類の提出がなされない場合 など

※奨学金の貸与が廃止になった場合には、原則として一括返還をしていただきます。

9. 奨学金の返還

貸与終了後には、所定のお手続きのうえ、以下のとおり返還していただきます。

□ 返還期間:卒業後6ヶ月据え置き後、10年以内

※1. 奨学金が途中で打ち切られた場合は、原則として一括で返還することになります。

※2. 正当な理由なく返還が遅れると、延滞利息が発生します。

□ 返還のパターン:月払い、半年払い、年払い、一括払いから選べます。

10. 奨学金の返還猶予

以下の場合には所定の手続きを行えば、返還を猶予できる可能性があります。

(1) 進学、疾病その他やむを得ない事情のため、その返還が困難であると認められるとき。

(2) 奨学資金の対象となる大学等を卒業後、就職等の理由により、臼杵市内に居住しているとき。

※猶予の限度は、5年です。

11. 奨学金の返還の免除

以下の場合には所定の手続きを行えば、返還が免除される可能性があります。

(1) 死亡又は疾病その他やむを得ない事情のため、その返還が特に困難又は不能であると認められるとき。

(2) 当該奨学資金の貸与期間の終了した日の属する月の翌月から起算して 10 年以内に、臼杵市に継続して 5 年間居住したとき。

※既に返還した奨学資金については、免除できません。

12. お問い合わせ先

何かご不明点などがあれば、以下担当までお気軽にお問い合わせください。

臼杵市役所 総務課 奨学金担当

TEL: 0972-63-1111(内線 5501)

開庁時間:月～金曜日 8時30分から17時15分まで(祝日・休日・年末年始を除く)